

就労要件確認票

※就労要件で申請の保護者1名につき1枚提出

氏名 (父・母)

No. 1～12の対象項目について、記載内容を理解した上で該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確認事項	職員使用
1	全員	右上の証明日が申込み日より過去2か月以内の日付となっていますか？ ⇒ ☐ はい ⇒ ☐ いいえ → 再度取得したものをご提出ください。	☐ ☐
2	会社勤めの方	右上の担当者名は保護者本人、家族または親族以外となっていますか？ ⇒ ☐ はい ⇒ ☐ いいえ → 個人事業主の方と同様の書類が必要です。就労状況申告書【書式⑤】、自営証明、収入証明を追加でご用意ください。 または家族、親族以外の従業員の方に記入してもらい、提出してください。	☐ ☐
3	全員	入園（入所）後、現在と同じ会社（自営）で勤務しますか？※申込日から入園（入所）月内に転職の可能性がある場合は「いいえ」を選択してください。 ⇒ ☐ はい → 入園（入所）前に転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労を要します。満たせなかった場合は、転職後の内容での審査となります。 なお、入所月中に転職する場合は入所月の末日までに現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労を要します。 一か月以内に転職できない場合や現在の雇用内容が短くなる場合は、内定取消となります。 ⇒ ☐ いいえ → 転職する場合は、退職日と就労開始日を一か月間空けずに、現在の雇用内容と同等または、それ以上の就労をすることができませんか。 ※ 復職に伴い転職する場合は入園（入所）月中に現在の雇用内容以上の就労が必須となり、できない場合は内定取消となります。 ⇒ ☐ はい → 転職が決まった場合は、必要なお手続き（「西東京市保育施設入園のご案内【第4章】」参照）をお願いします。 提出された書類から確認できなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、内定を取り消します。 （入園（入所）後に判明した場合は、その月中で退園（退所）となります）。 ⇒ ☐ いいえ → 退職日と就労開始日が一か月以上空く場合、「求職中」の扱いとなります。また、一か月以内に転職した場合でも、現在の雇用内容が短くなる場合は、転職後の内容での審査となります。 ⇒ ☐ 不明 → 判明した時点で速やかにご提出ください。なお、ご提出いただいた書類の内容に応じて、審査の内容が変わる場合もございます。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
4	全員	入園（入所）後、今回提出する書類に記載された雇用（就労）内容（勤務日数・時間数）通りまたは、それ以上の就労をすることができますか？ ※雇用契約上の勤務日数・時間数を変更せずに育児短時間勤務を取得する場合は、「はい」を選択してください。 ⇒ ☐ はい → 入園（入所）後、証明書を求めた際に、できていなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。 ※「西東京市保育施設入園のご案内」P12に「入所（内定）取り消しとなる場合の例がありますので、必ずお読みください。」 ※ 入園（入所）後、勤務時間が就労証明書に記載されている契約時間より増える予定があれば、就労証明書の備考欄に記入してもらうようにしてください。変更予定の内容で審査可能ですが、調整指数8（-5点）が適用されます。 ⇒ ☐ いいえ → 確実に就労できる日数・時間数を申告してください（会社にも要確認）。 ※雇用契約日数・時間数を変更せず短時間勤務取得の場合は「はい」を選択 ⇒ ☐ はい → 記載がない場合は「求職中」の扱いとなります。 ⇒ ☐ いいえ → 日数：月 日、または週 日、時間数：月 時間、または1日 時間（うち休憩時間 分） ※入園（入所）後、証明書を求めた際に、上記の通りまたは、それ以上の条件ではなかった場合、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園（退所）となります。	☐ ☐ ☐
5	全員	入園（入所）後、育児短時間勤務を取得する予定がありますか？ ⇒ ☐ はい → 育児短時間勤務の内容は「1日の勤務時間が6時間以上（休憩1時間含む）かつ勤務日数の変更なし」となりますか？ ※ 就労証明書の「6. 就労時間」に育児短時間勤務取得前の雇用契約通りの勤務日数・時間数の記載があるか確認してください。 ⇒ ☐ はい → 時短勤務取得に伴う基準指数への減算はありません。なお、復職後は上記の内容で復職が必要です。 ⇒ ☐ いいえ → 復職後の時短勤務の内容（予定）を記載してください。 → 1日 時間（うち休憩時間 分） 記載された内容での審査となります。 週の勤務日数： 日 ⇒ ☐ いいえ → 入園（入所）後に時短勤務を取得する場合で以下の①～③すべてを満たす場合は、基準指数の減算はありません。 満たさない場合は短縮後の勤務時間から指数を算出とします。 ①就業規則で規定されている、②6時間以上（休憩1時間含む）、③勤務日数の減少がない	☐ ☐ ☐ ☐
6	全員	就労証明書の項目7番「直近3か月の就労実績」及び、就労状況申告書の「事業実績」について、すべての月に実績が記載されていますか？ ⇒ ☐ はい → 就労開始後1か月未満で見込みが記載されている場合、後日改めて1か月分の給与明細を提出してください。 ⇒ ☐ いいえ → 前職はありますか？ ⇒ ☐ はい → 採用年月日から遡り、切れ目なく（1か月以内）に転職をしていた場合は、前職の給与明細の写しもしくは、就労証明書を提出してください。（未提出の場合、調整指数7の適用がなくなります。） 既に転職後の実績がある場合、不足している実績分のみで構いません。 なお、1か月以上、期間が開いている場合は、提出は不要です。 ⇒ ☐ いいえ → 就労開始前（予定）や実績不足の場合は調整指数8（-5点）を適用。 勤務実績が1か月未満の場合は調整指数9（-2点）の指数点を反映します。	☐ ☐ ☐ ☐

No	対象	確 認 事 項	職員使用
7	全員	就労証明書の項目6番の「就労時間」について、休憩時間を含めて就労時間の記載がされていますか？ ⇒ ☐ はい → 記載された内容を審査します。 ⇒ ☐ いいえ → 記載されたものをご提出ください。	☐ ☐
8	全員	就労証明書の項目3番の雇用開始（予定）日は記載されていますか？ ⇒ ☐ はい → 復職予定日ではなく、就労開始日（入社日）になっているか確認してください。 ⇒ ☐ いいえ → 記載されたものをご提出ください。	☐ ☐
9	全員	就労証明書の項目7番の「直近3か月の就労実績」について、全ての月が記載された雇用（就労）内容の勤務日数・時間数以上となっていますか？ ※祝日・年末年始等や、小の月（月日数31日未満の月）による勤務日数の減少は対象外ですので、「はい」を選択してください。 ⇒ ☐ はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。 ⇒ ☐ いいえ → 以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください（複数チェック可）。 ※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。 ⇒ ☐ 特に理由なし・その他（ ） ※契約と実績が乖離している場合は、実績から指数を判断する場合があります。 ⇒ ☐ 雇用契約（勤務日数・時間等）の変更があった。 → 備考欄に雇用契約の「変更時期」、「変更前後の勤務日数・時間数」を記載してもらってください。 ⇒ ☐ 有給休暇等が含まれていない。 → 備考欄に記載、もしくは実績に含めて記載された証明書をご提出ください。 ⇒ ☐ 育児休業等の休業取得期間が含まれている。 → 記載要領（NO.7）を参照いただき、休業期間を除いた証明書をご提出ください。 ⇒ ☐ 育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務を取得していた。 → 就労証明書の「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無※取得予定を含む」欄に正しく記載されているか確認し、 ご提出ください。記載がない場合、実績から指数を判断します。 ⇒ ☐ 保護者本人や子の体調不良等（ 年 月分） → ①就労証明書の場合は「10. 産休・育休以外の休業の取得」欄または、備考欄に証明を受けてください。 ②上記①ができない場合又は就労状況申告書の場合は、「病院等の領収書のコピーに傷病名と勤務できなかった期間を記入して提出」または「傷病名と勤務することができない期間が記載された診断書を提出」することで考慮できる場合があります。 ①、②がない場合は実績から指数を判断します。 ⇒ ☐ 妊娠中による体調不良（ 年 月分～ 年 月分） → 直近の実績から遡り、妊娠中の体調不良により実績が少なくなっている時期については、欠損している勤務日数・時間等を備考欄に証明を受けてください。 記載がない場合、実績から指数を判断します。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
10	全員	今回提出する書類に記載された雇用内容の勤務を居宅外勤務（勤務日数の5割以上）で就労されていますか。 ⇒ ☐ はい → 入園（入所）後、証明書を求めた際に内容が異なる場合は、いかなる理由があったとしても、その月中で退園（退所）となります。 ⇒ ☐ いいえ → 常態（一時的でない）で居宅内勤務（勤務日数の5割以上）で就労されていますか。 ⇒ ☐ はい → 就労証明書の備考欄に「勤務日数の●割以上の就労場所は自宅」等と記載されているか確認してください。 ⇒ ☐ いいえ → 居宅内勤務（在宅勤務、テレワーク含む）の勤務割合を記載してください。（週： 日/月： 日） 備考（ ）	☐ ☐ ☐ ☐
11	育児休業取得中	育児休業から入園（入所）月中に復職しますか？（同一会社、同一勤務条件での復職に限り、入園（入所）月翌月1日も可） ⇒ ☐ はい → 就労証明書の「15. 入所内定時育休短縮可否」及び「16. 育休延長可否」に記載があるか確認してください。 「可」または「可」記載がない場合は、調整指数4（および調整指数5）の加点はつきません。 ⇒ ☐ いいえ → 保育園は入園（入所）月中の育児休業からの復職が必須となります。（入園（入所）児童以外の育児休業の場合も含む） 復職できない場合は退園（退所）となります。 ※入園（入所）月中に育児休業を取得する場合は、保育所等の利用申し込みができません。	☐ ☐
12	女性	現在妊娠中ですか？ ⇒ ☐ はい（出産予定日：令和 年 月 日・産前休業開始日：令和 年 月 日） 注意事項 ・入園（入所）月に産前産後休業を取得する場合は、調整指数4（および調整指数5）の加点はつきません。 ・以下に該当する場合、保育所等の利用申し込みはできません。（②は4月入所時のみ） ① 申請児童の入園（入所）月中に生まれた子の育児休業を取得する場合 ※産後休業から育児休業へ切り替わる間に有給休暇を取得する場合は、有給休暇期間は育児休業取得期間と同等と取扱います。 ② 令和9年2月4日以降に出生予定がある場合（申込み時点で出産日が早まる可能性がある場合はこの限りではありません。） ※出生が遅れたことにより、2月4日以降の出生日となった場合は、速やかに幼児教育・保育課までご連絡ください。 ⇒ ☐ いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに「認定変更申請（届出）書兼家庭状況変更届【書式⑫】」及び「母子健康手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定が分かるページ）」を提出してください。 届出なく、後日判明した場合、内定取消又は、退園（退所）となる場合があります。	☐ ☐

提出する就労証明書（就労状況申告書）の記載内容及び上記チェック事項について、間違いがないことを確認しています。
また、記入した内容のとおりとならなかった場合、入園（入所）内定を取消（入園（入所）後の場合は保育実施解除）されたとしても異議ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____